コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　　Youji Corporation

最終更新日：2015年6月24日

幼児活動研究会株式会社
代表取締役社長　山下孝一
問合せ先：経営企画室　03-3494-0262
証券コード：2152
http://www.youji.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、年々厳しさを増す事業環境に対応し、中長期的な企業価値の向上を図る上で、コーポレート・ガバナンスの整備、強化を経営上の最重要課題の一つであると位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制の整備、強化に取り組んでおります。
経営の透明性の確保と意思決定プロセスの明確化、迅速化を図るために、リスク・コンプライアンス委員会に加えて、投資委員会、システム運営委員会を設置し、重要プロジェクトの意思決定プロセスを、事業、財務、法務、監査等の観点から分析、判断、決定する仕組みを構築し、経営の透明性を確保することに努めました。今後も、経営の透明性を確保するための体制構築、整備に注力し、コーポレート・ガバナンスの強化を推進致します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
山下孝一	2,040,767	35.80
山下明子	1,378,921	24.19
コスモ従業員持株会	458,000	8.03
日本トラスティサービス信託銀行株式会社	136,200	2.38
株式会社リンクアンドモチベーション	114,000	2.00
藍澤證券株式会社	104,000	1.82
東京中小企業投資育成株式会社	100,000	1.75
広田　照彰	98,577	1.72
ゴールドマンサックスインターナショナル	78,200	1.37
コスモ共栄会	62,600	1.09

支配株主（親会社を除く）の有無	山下孝一、山下明子
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主を2名（代表取締役及び取締役1名）有しておりますが、上場会社としての社会的使命を第一義的にとらえ、あらゆる取引に関しまして、その公平性・明瞭性を重視しているため、支配株主との取引は原則として認めない方針としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社及び上場子会社は有しておりませんので、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大野俊一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大野俊一	○	平成4年10月 青山監査法人入所 平成10年7月 PwCコンサルティング株式会社入社 平成14年7月 株式会社リンクアンドモチベーション入社 平成27年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社リンクアンドモチベーション取締役	〈招へいの理由〉 当社の事業内容をよくご理解いただくとともに、 取締役としての豊富な経験から経営上求められる 判断力、見識などを有し、当社の経営に対する監督と助言をいただけると判断したためであります。 〈独立役員の指定理由〉 当該社外取締役就任にまつわる事項以外には、現在あるいは過去のいずれにおきましても、取引またはその他の事実に関しまして、同氏と当社との間には一切の利害関係はございません。したがいまして、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を確保しているものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人の年次監査計画を承認し、会計監査人から四半期に一度以上の頻度で会計監査に関する報告及び説明を受けるほか、随時会計監査人と情報交換を行い、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査するとともに、計算書類等について検証しております。また会計監査人に対する監査報酬については、取締役管理本部長の説明を受け、監査役会として同意しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
曲渕博史	税理士													
山嵜正俊	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
曲渕博史	○	平成4年9月 三尾公認会計士事務所入所 平成7年12月 曲渕博史税理士事務所開設 平成27年6月 当社非常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社グロバルパワー　社外監査役 甲府倉庫株式会社　社外監査役 株式会社レッグス　社外監査役	〈招へいの理由〉 税理士としての長年の経験と実績を通じて得られた専門知識が、当社の監査体制の強化に資 するものと判断したためであります。 〈独立役員の指定理由〉 当該社外監査役就任にまつわる事項以外には、現在あるいは過去のいずれにおきましても、取引またはその他の事実に関しまして、同氏と当社との間には一切の利害関係はございません。したがいまして、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を確保しているものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

山嵜正俊	○	昭和53年８月 司法試験合格 昭和54年４月 司法研修所入所 昭和56年４月 日本弁護士連合会・東京弁護士会入会 平成21年６月 当社非常勤監査役(現任)	〈招へいの理由〉 弁護士としての長年の経験と実績を通じて得資するものと判断したためであります。 〈独立役員の指定理由〉 当該社外監査役就任にまつわる事項以外には、現在あるいは過去のいずれにおきましても、取引またはその他の事実に関しまして、同氏と当社との間には一切の利害関係はございません。したがいまして、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を確保しているものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

ア. 当該社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針の内容
当社取締役会が決議した、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準に係る要旨は、以下のとおりであります。
・当社及びその関係会社の業務執行者(監査役以外の役員および使用人等)でないこと
・当社グループの取引先またはその出身者でないこと
・社外役員の相互就任の関係にある先の出身者でないこと
・当社グループが寄附を行っている先またはその出身者でないこと
・当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を得ているコンサルタント、会計・法律の専門家でないこと
・最近において、上記5項目に該当していた者及びその二親等以内の親族でないこと

イ. 当該社外監査役の選任状況に関する考え方
独立役員としての社外監査役2名という体制は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、第三者的な立場から経営に対する監視を行う観点から、必要な独立性及び専門性を満たし、現時点において有効に機能していると認識しておりますが、独立役員に社外取締役を選任し、経営に対する監視機能をさらに強化する体制については、整備、構築していく方針です。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対する長期的な企業価値向上への意識を高めるインセンティブとして、平成16年12月13日臨時株主総会決議により旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当社は、従業員に対する業績向上への意欲をかきたてさせるインセンティブとして、平成19年２月６日臨時株主総会決議により会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当事業年度中に当社の取締役に対して支払われた報酬の総額は、以下のとおりであります。
取締役に対する報酬額(５名) 140,296千円
(注) 上記金額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額7,310千円を含んでおります。

取締役の報酬額は、平成11年5月27日開催の第27回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役をサポートする専門部隊を構成しておりませんが、定期的に開催される監査役会での協議を通じて、常勤監査役を中心とした円滑な情報収集がとられる体制を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）企業統治に関する事項
ア. 取締役会
代表取締役社長を議長とし、取締役6名から構成される会議体であり、当社グループの事業戦略、事業計画及び予算をはじめとする当社グループの経営に関する重要事項について審議・決定しております。
より広い見地からの決定の実施、業務執行の監督を図るため、社外取締役を参加させております。

イ. 監査役会
当社は、会社法の規定に基づく監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名で構成されており、うち非常勤監査役2名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
監査役会は、経営の適法性について総合的に監査する機関として、定期的に開催することを原則とし、適宜、取締役の業務執行状況について把握できる体制を確保しております。また各監査役は、取締役会に出席して経営の意思決定の過程を監視・監督するとともに、必要に応じて助言・提言を行うこととしております。

ウ. リスク・コンプライアンス委員会
代表取締役社長を議長とし、社内取締役5名、常勤監査役、本社管理部門のスタッフ数名で構成される会議体で、法令の遵守に関する重要事項について、審議、決定しております。また重要性がある場合は、リスク・コンプライアンス委員会での討議内容を監査役を通じて社外取締役、および社外監査役に報告する仕組みとなっております。

エ. 投資委員会、システム運営委員会
取締役を議長とし、社内取締役5名、常勤監査役、本社管理部門のスタッフ数名で構成される会議体で、社会福祉法人、学校法人の設立やシステム投資案件、その他重要な投資案件に関する事項について審議し、取締役会に報告しております。

オ. 内部監査
内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室が担当しており、内部監査室長1名が、監査責任者として実務に当たっております。内部監査の具体的な手続は、内部監査規程に基づき、次のとおり実施されております。
a. 内部監査室長は、監査計画に基づき被監査部門に対して内部監査を実施します。
b. 内部監査の実施を受けて、内部監査室長は監査調書を作成し、この監査調書及びその他の資料に基づき内部監査報告書を作成、代表取締役社長あてに提出します。
c. 代表取締役社長は、提出された内部監査報告書の内容を把握し、必要に応じて改善指示を出します。その後、この改善指示は、内部監査室長が作成した改善指示書を通じて、被監査部門の長に通知されます。
d. 被監査部門の長は、改善指示書に記載された要改善事項について措置を講じ、その結果について改善状況報告書を作成します。作成された改善状況報告書は、改善指示書にある提出期限までに、内部監査室長を通じて代表取締役社長に提出されます。
e. 代表取締役社長及び内部監査室長は、被監査部門から提出された改善状況報告書の内容について協議検討し、必要な場合は臨時監査等の追加措置をとります。

カ. 監査役監査
監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名が定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしております。常勤監査役は、取締役会以外の社内の重要会議にも出席し、また、重要書類等の閲覧や役職員への質問を通して、十分な情報を入手した上で経営全般に関して状況を把握しております。また、社外監査役は、社外の独立した立場から経営に対する適正な監視を行っております。なお、各監査役はそれぞれ得意な専門分野を有しており、適切な業務分担のもとに厳正な監査が実施されております。

（2）会計監査の状況
当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、定期的監査のほか会計処理にまつわる事項について随時協議、確認をし、適法かつ適正な処理に努めております。
（業務を執行した公認会計士の氏名）
公認会計士 松本 保範
公認会計士 木村 尚子
（注）継続監査年数については、2名ともに7年以内であるため、記載を省略しております。

（監査業務に係る補助者の構成）
公認会計士 4名
その他 5名

（3）取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、ならびに累積投票によらない旨定款に定めております。

（4）役員の報酬等
役員報酬は株主総会の決議により年間限度額が定められており、この範囲内で協議のうえ決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役6名（うち社外取締役は1名）で構成される取締役会を経営の最高意思決定機関として位置付けておりますが、社外取締役と監査役2名を含む監査役3名で構成する監査役会を、経営監視機能を果たす機関と位置づけ、リスク・コンプライアンス委員会、投資委員会、システム運営委員会を通じて意思決定プロセスの透明性・適格性の向上を図ることで、有効な経営システムを構築、維持できるものと認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避することにより、来場に便宜を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本決算並びに第2四半期決算を基準とした説明会を適宜開催することを基本方針としております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専用サイトを設け、投資家の皆様に役立つ情報を適時掲載できるよう努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室が担当しております。	
その他	株主・投資家の意見を拾い上げらるよう、IR専門サイトにおいて「お問い合わせコーナー」を設置しております。また、お問い合わせに対する回答は迅速に対応できるよう努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	インサイダー取引防止規程を制定し、内部者取引の防止に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明性・効率性の確保、法令・諸規則の遵守、リスク管理、財務報告の信頼性の確保、適時・適切な情報開示の促進という観点から、当社における企業行動の適正化を推進するための内部統制システムの強化に努めております。当社における内部統制システムは、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として決議しております。

また内部統制の有効性及び妥当性については、内部監査室を設置し、当社及び子会社における内部監査を実施しております。内部監査室はその業務遂行について、代表取締役社長及び監査役会の指示に従っております。内部監査の結果については、代表取締役社長及び監査役会に対して報告が行われております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引及びいかなる関連をも排除することを基本方針とします。

・総務部を反社会的勢力対応の総括部署と位置づけ、その責任者を総務部長とします。
・新規に取引を開始または取引を継続する場合には、信用調査等を行い、反社会的勢力との関係がないことを確認する等の対策を徹底します。
・反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、顧問弁護士、警察、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築します。
・反社会的勢力による被害を防止するための情報収集及び情報の一元的な管理体制を構築し、対応マニュアルを整備します。
・反社会的勢力の排除に向け、不当行為に対する対応講習を受講する等の教育措置を講じます。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は，下記のとおりです。

（1）開示手続
当社は、情報開示担当役員を選定し、株主及び投資家の皆様にタイムリーかつ公平な情報開示を行います。当社は、開示対象となる情報については速やかに株式会社大阪証券取引所へ開示を行います。また、報道関係者に対しても同様の開示を行い、開示した情報については当社ホームページにも掲載いたします。
なお、開示に当たっては、必要に応じて証券会社、監査法人、弁護士等と協議を行い、関連諸法令に則り適時適切な情報の提供を行います。

（2）決定事実の開示
取締役会にて付議される議案については、開示資料を作成する経営企画室担当者に対して、取締役会の開催前においてあらかじめ回付されます。経営企画室担当者は、重要な決定事実に該当する議案について、関連諸法令に照らし情報開示の必要性及び開示する内容を検討して開示資料を作成し、情報開示担当役員のチェックを経て、取締役会での承認後、速やかに株式会社大阪証券取引所の開示情報登録の手続きを行います。

（3）発生事実の開示
当社の経営にとって重要な事実が生じた場合には、役職員は速やかに経営企画室へ報告します。経営企画室は、関連諸法令に照らし情報開示の必要性及び開示する内容を検討し開示資料を作成し、情報開示担当役員のチェックを経て、代表取締役社長の決裁を得た上で、速やかに株式会社大阪証券取引所に開示情報登録の手続きを行います。

（4）決算情報の開示
決算情報については、経理部及び経営企画室が、関連諸法令に照らし情報開示の必要性及び開示する内容を検討し、数値情報及び定性的情報に基づき開示資料を作成し、情報開示担当役員のチェックを経て、代表取締役社長の決裁あるいは取締役会での承認後、速やかに株式会社大阪証券取引所に開示情報登録の手続きを行います。

幼児活動研究会株式会社　コーポレート・ガバナンス体制

